

労務管理について

36協定、労働時間の管理、面接指導

労働時間は、1日8時間、1週40時間と労働基準法で定められています。これらの時間を超えて働く場合には、労働基準法第36条に基づき労使協定（36協定）を労使間で締結し労働基準監督署へ届出する必要があります。

（ただし、労働基準監督署長宿日直許可を受けた場合には、その許可の範囲で、労働基準法上の労働時間規制が適用除外となります。）

臨時的な特別な事業がある場合（特別延長時間）でなければ、原則の限度時間（月45時間、年間360時間）を超えることはできません。特別延長時間は、事業・業務によって違いがあり、医師の場合、今年の4月から適用されています。また、病院の水準によってその時間が違います。

原則（限度時間）	臨時的な特別の事情がある場合（特別延長時間）		
月45時間 年360時間 （休日労働を含まず）	特定医師	A水準	月100時間未満（休日労働含む）※例外有 年960時間以内（休日労働含む）
		B・連携B C水準	月100時間未満（休日労働含む）※例外有 年1,860時間以内（休日労働含む）
	特定医師 以外の医師	月100時間未満（休日労働含む） ・複数月平均80時間以内（休日労働含む） ・月45時間を超えることができるのは年6回まで 年720時間（休日労働含まず）	

限度時間を超える場合には、特別条項付き36協定が必要です。36協定締結にあたっては、「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保する措置」の欄への記載が必須です。例えば医師の場合の面接指導もその一つです。労働基準法第41条では、事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の文書を取り扱う者は労働時間等に関する適用除外となっていますが、労働安全衛生法第66条8では面接指導を実施する対象者です。そのため病院の管理職で診察を行っている医師でも時間管理をおこなう必要があります。

面接指導は、月の時間外・休日労働時間が100時間以上となる前に実施する必要があります。A水準適用医師は、疲労の蓄積が認められなければ、月の時間外・休日労働が100時間以上となった後遅滞なく実施することも可能です。

医師の面接指導はなぜ必要（長時間労働医師への健康確保措置に関するマニュアル改訂版より）

長時間労働により、疲労が蓄積し健康障害のリスクが高まると言われています。（労災認定基準の考え方の医学的検討結果）医師の面接指導は、今年4月より義務化され、対象は、1ヶ月100時間以上（副業、兼業の労働も含め）の時間外・休日労働が見込まれる医師です。医療法上の面接指導を行い、健康状態を確認します。実施後、管理者は必要に応じて適正な措置（就業上の措置）を講じます。将来にわたって質の高い安全な医療を提供するためにも、医師の心身の確保に務めたいものです。

東京都医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」といいます。）では、医師・看護師等の離職防止・定着促進を図ることを目的に、医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関をサポートするため、専門のアドバイザー（医業経営アドバイザー・医療労務アドバイザー）を派遣し、多様なニーズに対し、支援を行っています。医療機関で不明な点がございましたら、まずは勤改センターへお気軽にお問い合わせください。

東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345（平日9時30分から17時30分まで）

詳細はこちらから検索！⇒

東京都 勤務環境

検索



勤務環境かいぜんサポートナビ